

第六次国有林野施業実施計画 第二次変更計画書

(留萌森林計画区)

計画期間 $\left(\begin{array}{l} \text{自 令和4年4月 1日} \\ \text{至 令和9年3月31日} \end{array} \right)$

第一次変更年月日 : 令和6年3月29日
第二次変更年月日 : 令和7年3月26日

北海道森林管理局

留萌森林計画区の第六次国有林野施業実施計画の変更について

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成 1 1 年農林水産省訓令第 2 号）第 1 4 条第 2 項に基づき変更する。

- 1 森林整備の必要箇所の精査及び林道決壊に伴う間伐見合わせにより、伐採箇所を加除し、間伐面積を変更する。
- 2 効率的に間伐等の森林施業を推進するために必要な路網整備として、林道に係る計画を変更する。
- 3 山地災害による被害の防止、軽減を図り防災機能を強化するため、治山に係る計画を変更する。

本変更計画は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

第二次変更計画書

【変更項目及び頁】

2	施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量		
	(4) 伐採総量		(2) 1
4	林道の整備に関する事項		(5) 3
5	治山に関する事項		(6) 5

- 注： 1 ()書きは、留萌森林計画区の第六次国有林野施業実施計画書の頁である。
- 2 本文については、変更等を行う項目に係る部分を掲載しており、下線部が変更等の箇所である。
- 3 各表の数値の計は四捨五入のため、必ずしも一致しない。

【現行計画】

(4) 伐採総量

(単位：m³、h a)

区 分		林 地					林 地 以 外	合 計
		主 伐	間 伐	小 計	臨時伐採量	計		
山地災害防止タイプ		19,948	(1,028) 40,044	59,992				
自 然 維 持 タイプ		-	-	-				
森林空間利用タイプ		13	(23) 917	930				
快適環境形成タイプ		-	-	-				
水源涵養タイプ	通 常 伐 期	12,664	(235) 10,026	22,690				
	長 伐 期	-	-	-				
	複 層 林	14,577	(3,149) 158,779	173,356				
	天 然 林 ・ そ の 他		(111) 3,095	3,095				
	計	27,241	(3,495) 171,900	199,141				
合 計		47,202	(4,546) 212,861	260,063	40,000	300,063	-	300,063
年 平 均		9,440	(909) 42,572	52,013	8,000	60,013	-	60,013

注) 上段 () は、間伐面積である。

(再掲) 市町村別内訳

(単位：m³、h a)

市 町 村 名	林 地					林 地 以 外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨時伐採量	計		
(略)							
遠 別 町	6,305	(881) 39,935	46,240				
(略)							
合 計	47,202	(4,546) 212,861	260,063				

注1) 市町村別内訳には、臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まれていない。

注2) 上段 () の数値は間伐面積 (h a) を表し、合計は四捨五入の為、必ずしも一致しない。

【変更計画】

(4) 伐採総量

(単位：m³、h a)

区 分		林 地				林 地 以 外	合 計
		主 伐	間 伐	小 計	臨時伐採量	計	
山地災害防止タイプ		19,948	(1,028) 40,044	59,992			
自 然 維 持 タイプ		-	-	-			
森林空間利用タイプ		13	(23) 917	930			
快適環境形成タイプ		-	-	-			
水源涵養タイプ	通 常 伐 期	12,664	(235) 10,026	22,690			
	長 伐 期	-	-	-			
	複 層 林	14,577	(3,157) 159,564	174,141			
	天 然 林 ・ そ の 他	-	(89) 2,310	2,310			
	計	27,241	(3,481) 171,900	199,141			
合 計		47,202	(4,532) 212,861	260,063	40,000	300,063	- 300,063
年 平 均		9,440	(902) 42,572	52,013	8,000	60,013	- 60,013

注) 上段 () は、間伐面積である。

(再掲) 市町村別内訳

(単位：m³、h a)

市 町 村 名	林 地					林 地 以 外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨時伐採量	計		
(略)							
遠 別 町	6,305	(867) 39,935	46,240				
(略)							
合 計	47,202	(4,532) 212,861	260,063				

注1) 市町村別内訳には、臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まれていない。

注2) 上段 () の数値は間伐面積 (h a) を表し、合計は四捨五入の為、必ずしも一致しない。

【現行計画】

4 林道の整備に関する事項

基幹・ その他別	開設・ 改良	路 線 名	箇 所 (林 班)	延長(m)	箇所数 (改良)	備 考
留萌北部森林管理署						
(略)						
留萌南部森林管理署						
(略)						
留萌南部森林管理署計						
開 設	基 幹	- 路線		-		
	その他	6 路線		7,200		
	計	6 路線		7,200		
改 良	基 幹	- 路線		-	-	
	その他	- 路線		-	-	
	計	- 路線		-	-	
森林計画区合計						
開 設	基 幹	- 路線		-		
	その他	10 路線		14,400		
	計	10 路線		14,400		
改 良	基 幹	- 路線		-	-	
	その他	- 路線		-	-	
	計	- 路線		-	-	

注) 災害復旧等緊急を要する改良については、指定箇所以外においても実行ができるものとする。

【変更計画】

4 林道の整備に関する事項

基幹・ その他別	開設・ 改良	路 線 名	箇 所 (林 班)	延長(m)	箇所数 (改良)	備 考
留萌北部森林管理署						
(略)						
留萌南部森林管理署						
その他	開設	ボンルル4号	138	1,500		留萌市
		ボンルル2号左支線	141, 142	700		//
		一線沢支線	1191, 1192	1,200		小平町
		(略)				(略)
	計	9 路線		10,600		
留萌南部森林管理署計						
開設	基 幹	- 路線		-		
	その他	9 路線		10,600		
	計	9 路線		10,600		
改良	基 幹	- 路線		-	-	
	その他	- 路線		-	-	
	計	- 路線		-	-	
森林計画区合計						
開設	基 幹	- 路線		-		
	その他	13 路線		17,800		
	計	13 路線		17,800		
改良	基 幹	- 路線		-	-	
	その他	- 路線		-	-	
	計	- 路線		-	-	

注)災害復旧等緊急を要する改良については、指定箇所以外においても実行ができるものとする。

【現行計画】

5 治山に関する事項

位 置	区 分	工 種	計 画 量	備 考
留萌北部森林管理署				
(略)				
留萌北部森林管理署計	保全施設	溪間工	5 箇所	
		山腹工	1 箇所	
		計	6 箇所	
	保安林の整備	植栽工	2 ha	
		本数調整伐	15 ha	
		計	17 ha	
留萌南部森林管理署				
中幌沢 170林班	保全施設	溪間工	1 箇所	留萌市
(略)				
留萌南部森林管理署計	保全施設	溪間工	5 箇所	
		山腹工	2 箇所	
		計	7 箇所	
	保安林の整備	植栽工	－ ha	
		本数調整伐	－ ha	
		計	－ ha	
森林計画区合計	保全施設	溪間工	10 箇所	
		山腹工	3 箇所	
		計	13 箇所	
	保安林の整備	植栽工	2 ha	
		本数調整伐	15 ha	
		計	17 ha	

【変更計画】

5 治山に関する事項

位 置	区 分	工 種	計 画 量	備 考
留萌北部森林管理署				
曙 2134林班	保全施設	溪間工	1 箇所	羽幌町
(略)				
留萌北部森林管理署計	保全施設	溪間工	6 箇所	
		山腹工	1 箇所	
		計	7 箇所	
	保安林の整備	植栽工	2 ha	
		本数調整伐	15 ha	
		計	17 ha	
留萌南部森林管理署				
中幌沢 170林班 (削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
中幌糠沢 172林班	保全施設	溪間工	1 箇所	留萌市
(略)				
留萌南部森林管理署計	保全施設	溪間工	5 箇所	
		山腹工	2 箇所	
		計	7 箇所	
	保安林の整備	植栽工	- ha	
		本数調整伐	- ha	
		計	- ha	
森林計画区合計	保全施設	溪間工	11 箇所	
		山腹工	3 箇所	
		計	14 箇所	
	保安林の整備	植栽工	2 ha	
		本数調整伐	15 ha	
		計	17 ha	

注) 災害復旧等緊急を要する場合は、指定箇所以外においても実行することができるものとする。